

異動・退職を理由に児童手当の支給が停止する受給者に対し 停止後に必要な手続を確実に周知してほしい

～当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡～

中国四国管区行政評価局（局長：若林 成 嘉^{わかばやし しげ よし}）は、下記の行政相談を受けて、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：川内 菟 広島^{かわうち つとむ} 修道大学法学部教授）に諮り、その意見を踏まえて、本件行政相談のような事例の再発を防止する観点から、平成 29 年 3 月 27 日、児童手当の認定・支給業務に携わる管内の国の行政機関及び地方公共団体に対し、次の事項を業務の参考とするよう連絡しました。

【本件のきっかけとなった行政相談の要旨】

公務員（非常勤職員）であったが、退職の際、所属庁から、児童手当の支給停止を知らせる「支給事由消滅通知書」の交付がなく、また、引き続き児童手当を受給するためには、新たに実施主体となる A 市に対し、退職日の翌日から起算して 15 日以内に認定請求する必要がある旨も知らされなかったため、認定請求が遅れて不支給期間が生じてしまったことに納得がいかない。

【参考連絡事項】

- ① 異動・退職する児童手当受給者を確実に把握し、「支給事由消滅通知書」の交付を徹底するようお願いする。
- ② 異動・退職により児童手当の支給が停止する受給者に対し、支給停止後に必要な手続及び「15 日ルール」(*)の内容を確実に伝えるために、参考例を示しつつ文書による周知を行うよう提案する。

※「15 日ルール」

児童手当の認定・支給業務を行う実施主体に変更が生じる場合等において、受給者が変更日から 15 日以内に新たな実施主体へ認定請求を行い、認定を受ければ、不支給期間を生じさせることなく引き続き児童手当を受給できるという特例。

◆**行政苦情救済推進会議**： 行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

1 制度の概要

(1) 児童手当制度の目的、実施主体等

【制度の目的】 家庭等の生活における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

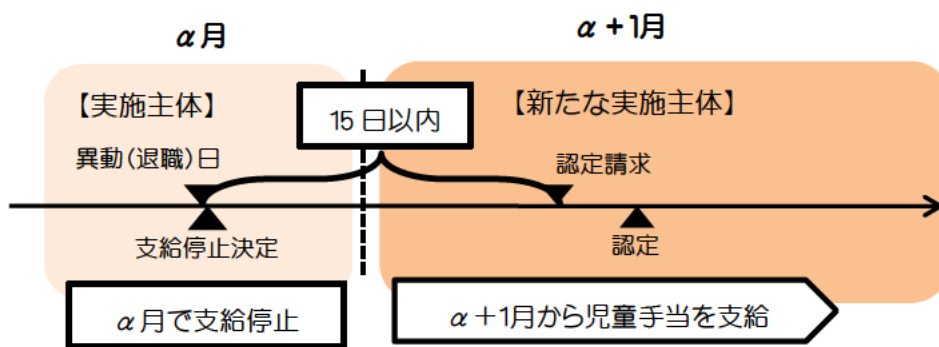
【受給資格者】 中学校修了前の児童を監護し、生計を同じくする父母等で、国内に住所を有する者

【実施主体】 受給資格者の住所地の市町村
ただし、受給資格者が公務員の場合は、その所属庁が実施主体となる。

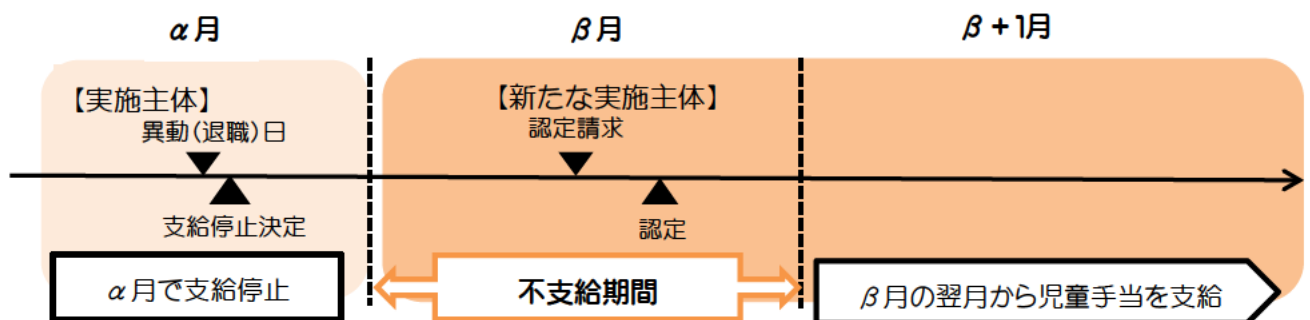
【支給方法】

- 受給者が、実施主体に対して認定請求を行い、認定を受ければ、認定請求を行った日が属する月の翌月から、児童手当の支給が開始する。
- 異動・退職等により実施主体の変更が生じる場合、変更日の属する月をもって実施主体からの支給は停止する。支給停止後、引き続き受給するためには、受給者が、新たな実施主体に対し、受給資格を有する旨の認定請求を行う必要がある。
- 受給者が、異動・退職日（実施主体の変更日）の翌日から15日以内に認定請求を行い、認定を受ければ、異動・退職日が属する月の翌月から児童手当を受給できるという特例がある（いわゆる「15日ルール」）。「15日ルール」によれば、不支給期間は生じない。

異動・退職日から15日以内に認定請求を行った場合



異動・退職日から15日を超えて認定請求を行った場合



(2) 受給者の異動・退職を理由とする支給停止事務の取扱い

ア 支給停止の通知

児童手当の支給を停止する実施主体は、受給者に対し、「支給事由消滅通知書」（別添資料参照）によって支給停止の事実を通知する必要がある。

イ 支給停止後に必要な手続の受給者への周知・説明

児童手当法令上、実施主体に「15日ルール」の周知・説明を義務づける規定はないが、内閣府は、毎年、異動・退職が多く発生する年度末に、児童手当認定・支給業務の担当部署に対し、支給停止する受給者に向けて必要な手続の周知を確実にを行うよう、事務連絡を发出している。

2 当局の調査結果

中国管内で児童手当の認定・支給事務を担当する行政機関（国の機関 7、中国 5 県の県庁所在市の一般住民向け担当課及び所属職員向け担当課、計 17 担当課）における支給停止事務の取扱状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- 担当課が異動・退職者に関する情報を把握していなかったために、「支給事由消滅通知書」の交付漏れ・遅延が生じた例、支給停止後に必要な手続の周知・説明が不十分であったとして受給者との間でトラブルとなった例が複数あった。
- 受給者への周知・説明内容及び方法が、担当課によって区々であった。具体的には、調査を行った一般住民向け担当課の全てが、「15 日ルール」を含む必要な手続を記載した「支給事由消滅通知書」又は独自に作成した案内文書を受給者に交付している一方、所属公務員向け担当課では、5 担当課が口頭で周知・説明を行っており、そのうち 4 担当課は、新たに認定請求が必要になることについては伝えるものの、「15 日ルール」については特段の説明を行っていなかった。

3 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議で審議したところ、「『15 日以内』という短い期間設定に照らし、実施主体は、新たな実施主体への認定請求がいつまでに必要であるか、受給者に確実に知らせることが重要ではないか。」といった意見が出され、次のように取りまとめられた。

中国四国管区行政評価局は、児童手当業務に携わっている管内の国の行政機関及び地方公共団体に対し、次の措置を行う必要がある。

- i) 支給停止事務において誤りが生じないように注意喚起を行うこと。
- ii) 異動・退職に伴い必要となる手続の受給者への周知・説明の在り方について検討を求めること。

4 調査及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局の検討結果

異動・退職等を理由に児童手当の支給が停止する受給者にとって、
(i) 異動・退職に伴い、実施主体からの児童手当の支給は停止すること。
(ii) 引き続き受給するためには、新たな実施主体に認定請求を行う必要があること。
(iii) 「15 日ルール」によれば不支給期間が生じないこと。
は、自らの利益にかかる重要な事項である。

実施主体は、受給者の利益に配慮し、受給者への「支給事由消滅通知書」の交付を徹底するとともに、支給停止後に必要な手続の周知・説明を、分かりやすい形で確実にを行う必要がある。

当局は、児童手当の認定・支給業務に携わる管内の国の行政機関及び地方公共団体に対し、支給停止事務に誤りが生じないように注意喚起するとともに、受給者への周知方法を提案する。

総務省中国四国管区行政評価局

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>



【本件照会先】

首席行政相談官 長廻 晴彦

行政相談官 長網 智子

電話：082-228-6174 F A X：082-228-4955

E-mail：

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html>

資料

●「支給事由消滅通知書」の例

（「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 28 年 3 月 24 日付け府子本第 159 号）別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」様式第 12 号）

様式第 12 号	第 号
	平成 年 月 日
殿	
	市 町 村 長
	印
児童手当	支給事由消滅通知書
特例給付	
児童手当	
次のとおり	の支給事由が消滅しましたので通知します。
特例給付	
<p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	
記	
1.消滅した日	平成 年 月 日
2.消滅の理由	